

生田哲郎◎弁護士・弁理士／吉浦洋一◎弁護士・弁理士

## 出版差止めを認めた仮処分決定に対する 保全異議が認められなかった事例

[東京地方裁判所 平成28年4月7日判決 平成28年(モ)第40004号]

### 1. 事案の概要

#### (1) 本事案について

本件は、債務者が出版する予定の判例集への債権者の出版差止めを求める仮処分命令の申立て(平成27年(ヨ)第22071号)を認めた決定に対し、債務者が保全異議を申し立てた事案です。

#### (2) 仮処分決定の概要

債権者を含む4名は、債務者が出版した判例集第4版(以下、本件著作物)の編者でしたが、債務者は本件著作物の共同作者のうち、債権者を含む2名を入れ替え、改訂版として判例集第5版(以下、本件雑誌)の出版を企画しました。

共同著作物の著作者人格権と共有著作権(以下、共有著作権等)の権利行使(共有著作権の許諾も含む)には、共有者全員の合意が必要ですが(著作権法64条1項、65条2項)、債務者による本件雑誌の出版に際しては、本件著作物の債権者以外の共同作者のみの合意により、許諾されていました。

そのため、債権者は、本件著作物の共同作者の一人であることを前提に、① 本件著作物の翻案権等、② 著作者人格権に基づく差止請求権を被保全権利として、本件雑誌の出版差止めの仮処分命令を申し立てました。

仮処分命令については多くの争点がありますが、概略、裁判所は、① 債権者が本件著作物の表紙に編者の一人として表示されていたことなどから著作権法14条に基づく推定を行い、それを覆す事情がないことから債権者が本件著作物の著作者の一人であると認定し、② 本件著作物の収録判例と本件雑誌の収録判例で97件(約86%)、執筆者で93名(約82%)、判例と執筆者の組み合わせで83件(約73%)、判例と解説の配列が83件(約73%)でそれぞれ一致しており、大項目、小項目の立て方も大半が一致していることなどから、本件雑誌が本件著作物の翻案であり、翻案権等侵害、同一性保持権の侵害の要件を満たしている、③ 著作権法64条2項、65条3項の抗弁は法的根拠がなく認められない、などを判断し、本件雑誌の出版差止めを認める仮処分決定(以下、本件仮処分決定)を下しました。

債務者は、本件仮処分決定を不服として保全異議を申し立てたものです。

なお、本件仮処分決定後、本件著作物の債権者を除く他の共同作者らは、本件雑誌の出版に関し、本件著作物の利用の許諾および著作者人格権の不行使に同意しており、仮に債権者が本件著

作物の著作者の一人であるとして、前記許諾および同意に関し、著作権法64条1項、65条2項の合意を求める書面(以下、本件通知書面)を債権者に通知しましたが、債権者はこれを拒絶しています。

### 2. 裁判所の判断

#### (1) 本事案で紹介する内容

保全異議においては、仮処分決定と同様、多くの争点がありますが、基本的には仮処分決定と同様に判断しています。

本稿では、① 債権者が他の共同著作者との間で本件雑誌の出版に関する合意を拒むことに正当な理由(著作権法65条3項)がなく、信義に反する(同法64条2項)ということができ、かつ、それが本件差止請求に対する抗弁となるか否か、② 債権者が合意を拒むことに正当な理由がなく、信義に反するといえるか否かについて紹介します。

#### (2) 争点①について

債務者は、本件通知書面による著作権法64条1項、65条2項の合意を債権者が拒絶したことについて、信義に反し、かつ正当な理由がないことから本件差止請求に対して抗弁になることを主張しています。

この点について裁判所は、「現時点

においては、債権者と本件著作物の他の共同作者（ないし共有著作権者。以下同じ。）との間で、本件雑誌の出版に係る許諾ないし同意に関する合意は成立しておらず、他の共同作者が債権者に対して合意（意思表示）を求める裁判を提起しているなどの事情も「うかがわれない」旨を判示しました。

また、著作権法64条2項、65条3項が抗弁となるか否かについて、「著作権法65条2項は『共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。』と規定しているところ、同条3項は、その『合意』の成立を妨げることができるかについて、『各共有者は、正当な理由がない限り、同条2項の合意の成立を妨げることができない。』旨定めているにすぎないのであるから、仮に上記『正当な理由』がなかったとしても、直ちに同条2項所定の『合意』の成立が擬制されることになるものではないし、同法64条1項は『共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。』と規定しているところ、同条2項は、その『合意』の成立を妨げることができるかについて、『共同著作物の各著作者は、信義に反して同条1項の合意の成立を妨げることができない。』旨定めているにすぎないのであるから、仮に上記『信義に反』すると認められたとしても、直ちに同条1項所定の『合意』の成立が擬制されることになるものではない」旨を判示しました。

そして、債権者以外の他の共同著作者による債務者に対する許諾は、「著作権法64条1項、65条2項所定の『全員

の合意』によらないでしたものというほかはないから、有効な許諾等ということはできないし、上記合意の成立がされたものと擬制したり有効な許諾等がされたものと同視することもできず、他に、同法64条2項、65条3項の規定に基づく債務者の前記ア①・②の主張内容（筆者注：本件通知書面の拒絶に正当な理由がなく、かつ、信義に反するという主張）のみをもって、債権者の債務者に対する本件差止請求に対する抗弁たり得る……とする法的根拠は見当たらない」と判示しました。

### (3) 争点②について

債務者は、正当な理由がない点、信義に反する点について、概略、以下の事情を主張しました。

- (ア) 本件著作物は新たな版の編集を当然の前提としていること
- (イ) 本件著作物の改訂が熱望されていること
- (ウ) 債権者を本件雑誌の編者とすべきではない合理的な事情の存在と他の編者による支持があること
- (エ) 本件著作物での債権者の関与は極めて限定的であり、本件雑誌にその創作的関与がほとんど残存していないこと
- (オ) 債権者による権利行使を認めない場合に債権者が被る不利益は不名誉のみであること
- (カ) 本件雑誌が出版できないことで本件著作物の他の著作者が被る不利益が甚大であること
- (キ) 債権者は氏名表示権について不合理な反論をするのみであること
- (ク) 債権者が本件雑誌において改悪として挙げている点について、

債権者が本件著作物の作成過程では重大な関心を寄せていたとは思えないこと

(ケ) 債権者は債務者に対し、六法等についての協力取りやめを示唆していること

これに対し、裁判所は、以下のよう  
に判示しました。

「本件通知書面は、債権者に対して『著作権法64条1項及び65条2項所定の合意』を求める一方で、通知人ら自身は依然債権者が本件著作物の共同著作者の一人であるとは考えていない旨を宣明しているものである。これは、それ自体、『著作者全員の合意』と規定する著作権法64条1項及び『共有者全員の合意』と規定する同法65条2項の前提とはそぐわない内容を含むものといわざるを得ない。また、債権者は、……客観的に本件著作物の共同編集著作者の一人であり、……債務者の担当者等からも従前名実ともに編者として扱われてきたため、債権者からしてみれば編集著作者として遇されていたように思えるところであったにもかかわらず、ある時期から本件著作物の著作者でないとされるようになり、現在に至るまで債務者等からはそのように言われ続けていることに照らすと、本件通知書面における上記の宣明行為が債権者との『合意』を困難にしている面があることも指摘せざるを得ない。

また、本件通知書面……においては、通知人の側から合意に当たっての具体的な条件は明示されておらず、氏名表示権の問題が生じないような氏名の表示を『はしがき』においてすることを予定しているとは記載されているものの、

……実際の案文としては、単に来歴を記載する中で債権者の氏名に言及することを予定しているのみで、氏名表示権の問題は全く解消されないし、原著作物の編集著作者でないと主張し続けられている債権者に対して何のフォローにもなっていないものである。このような通知書面による求めを債権者が直ちに受諾しなくても無理からぬところがあるというべきであるが、……事実経過に照らしても、債権者が上記求めを拒んだ後に何らかのフォローがされた形跡はうかがわれない。

他方、債務者が主張する上記(ア)ないし(ウ)、(カ)の点については、……債権者の合意が取り付けられるような条件を示すか、それが難しいのであれば、本件著作物の翻案に当たらないようなアップデートの方法を採る余地があることを指摘することができるし、上記(エ)の点については、債権者が共同著作物の著作者の一人と認められる以上は、その関与の程度がいかなるものであったかや、その関与部分が本件雑誌に残存しているかが、結論に直ちに影響するものではないことを指摘することができる。また、上記(オ)のように決めつけることはできないし、上記(キ)の点については、前示のとおり、むしろ本件通知書面及びその氏名表示の案文の方が不合理といえる。さらに、上記(ク)の点については、たとえ5年以上前の本件著作物の作成過程においてさほど重大な関心を寄せていなかったとしても、本件雑誌の改変内容を見てからこれについて許容し難いとするのが、異とするに足りない。上記(ケ)の点については、Eの陳述書……には、

平成26年10月30日の面談において、債権者が『債務者がそのように学術の価値を軽視している出版社であるのなら、六法など他の出版物についての協力も考え直す。』などと発言した旨の供述記載部分があるが、仮に交渉過程においてこのとおりの発言があったとしても、債権者が『編者』としての地位を獲得するための嫌がらせ的な倫理観念に反する行為として合意を拒んでいるなどと断ずることはできない。

以上の諸事情を総合的に考慮すると、本件通知書面をもって求められた合意を債権者が拒むことには正当な理由があるということができ、まして本件通知書面に対し債権者が信義に反して合意を妨げているということとはできない]

### 3. 考察

著作権法64条2項、65条3項の合意または同意が成立しない場合、民事執行法174条の意思表示を命じる判決を得ることで共有著作権等を行使できると通説では解されています。

常にかかる判決を必要とするか否かについて反対する見解もありますが〈古城春実「共同著作」 齊藤博・牧野利秋編『裁判実務体系27 知的財産関係訴訟法』 p.248 (青林書院、1997年)、三村量一「共同著作物」 牧野利秋・飯

村敏明編、『新・裁判実務体系4 知的財産関係訴訟法』 p.280 (青林書院、2004年))、本事案では、共有著作権等の権利行使は全員の合意が要件であり、「信義に反する」「正当な理由がない」ことは抗弁にならないとして、大阪地判平成4年8月27日(静かな焔事件)と同様の判断が下されました。

一方、本事案では「正当な理由がない」ことなども検討しており、いずれも認めていませんが、仮にこれらが認められる事案であるとするれば、権利乱用で処理される余地があると解されます。そうすると、著作権法64条2項、65条3項の合意が、正当な理由がなく、かつ信義に反して得られない場合の共有著作権等の権利行使について、かかる事情を主張することで、必ずしも上記意思表示の判決を経る必要はなく、権利乱用(中山信弘著『著作権法第2版』 p.227、有斐閣、2014年)として主張することも当事者としてあり得るでしょう。

いずれにしても、共有著作権等の権利行使の際に、一部の共同著作者の同意が得られない場合に、当事者はどのようにすべきか、実務上、参考になると思われれます。特に本事案では債権者に対する本件通知書面なども具体的に検討したうえで「正当な理由」などの判断をしており、当事者間の交渉において留意すべき点が示唆されているといえるでしょう。

#### いくた てつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

#### ようしうら よういち

早稲田大学理工学部情報学科卒業。一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻修了、成蹊大学法科大学院修了。知的財産権の権利化、侵害や無効鑑定業務、コンピュータ関連の法律問題に従事。